

告 示

埼玉県告示第五百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年五月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ベルク和光光が丘店

埼玉県和光市白子一丁目二十九番地三十八外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

ベビーカーや電動車椅子の方もいるし、犬を連れて歩くには擦れ違えない
ので二メートルの歩道を造つて欲しく、道路にトラックが入つて来る早朝の
時間にはその歩道を利用するようチエーンなどを付けないよう施工して
下さい。

また、道路に標識を立てられないとの事ですが、ベルクの出口付近に徐行
の標識を目立つようにお願いします。

二 縦覧期間

令和四年五月三十一日から令和四年六月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター